

平成 25 年度税制改正 主要要望結果の概要**I 国税****1 データセンター地域分散化促進税制の創設** [法人税]

首都直下地震等に備え、東京圏に集中したデータセンターの地域分散を進め、情報通信基盤の耐災害性・信頼性を一層強化させるため、バックアップを行うためのサーバー等対象設備について、取得価額の 15% を特別償却する優遇税制（東京圏と東京圏以外の双方に拠点を持つ法人については、対象設備の取得価額が 5 億円以上で、かつ、拠点毎の投資総額に占める割合が 20% 以上であるものに限る。）を創設する（適用期限 2 年）。

2 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 [所得税、法人税]

適用期限を 2 年延長する。

II 地方税**1 日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長** [固定資産税、都市計画税]

課税標準を価格の 5 分の 3（現行 2 分の 1）とした上、その適用期限を 3 年延長する。

〔今後の検討事項〕**郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設**

郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、日本郵便株式会社等に係る税制上の措置については、引き続き所要の検討を行う。

平成 25 年度税制改正大綱（抜粋）

I 国税

1 データセンター地域分散化促進税制の創設〔法人税〕

三 法人課税

4 その他の租税特別措置等

(国 税)

〔新設〕

- (1) 青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法に規定する電気通信システムの信頼性向上のための実施計画について認定を受けたものが、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された特定信頼性向上設備の取得等をしてデータのバックアップを行う事業の用に供した場合には、その取得価額の 15% の特別償却ができる制度を創設する。ただし、東京圏及び東京圏以外の地域の双方に設置された施設を利用して特定情報通信業を行う法人については、特定信頼性向上設備のうち、その取得価額が、5 億円以上で、かつ、一の生産等設備の取得価額の合計額に占める割合が 20% 以上であるものに限る。

2 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長

〔所得税、法人税〕

三 法人課税

4 その他の租税特別措置等

(国 税)

〔延長・拡充等〕

- (5) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。なお、①、②又は③の措置の適用がある場合には、④の措置は適用できない。

- ④ 過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置の適用期限を 2 年延長する。

II 地方税

1 日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長〔固定資産税、都市計画税〕

二 資産課税

5 租税特別措置等

(地方税)

〔廃止・縮減等〕

〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の5分の3（現行2分の1）とした上、その適用期限を3年延長する。

〔今後の検討事項〕

郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

第三 検討事項

- 6 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、日本郵便株式会社等に係る税制上の措置については、引き続き所要の検討を行う。

※ 項目名（太字ゴシック体）については総務省において補ったもの。